

路上生活者巡回相談事業実施要綱

平成20年2月29日特別区厚生部長会決定
平成27年3月17日特別区福祉主管部長会改正
令和5年8月22日特別区福祉主管部長会改正

(目的)

- 第1 この要綱は、路上生活者対策事業実施大綱（以下「大綱」という。）に基づき実施する路上生活者巡回相談事業（以下「巡回相談事業」という。）に関し、必要な事項を定める。
- 2 この要綱上の路上生活者対策事業については、自立支援センター事業と呼称することができる。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
- ① 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者をいう。
 - ② 福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
 - ③ 福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。
 - ④ 施設長：巡回相談事業の管理運営責任者をいう。
 - ⑤ 事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。
 - ⑥ ブロック別協議会：事業の円滑な実施のため、路上生活者対策事業運営協議会運営要綱第7に基づき、特別区の各ブロックに設置する「ブロック別事業推進協議会」をいう。
 - ⑦ 委託法人：巡回相談事業の実施を委託された法人をいう。

(事業内容)

- 第3 巡回相談事業は、特別区内を巡回し、路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者（以下「路上生活者等」という。）の状況を把握し、これらの者に対して、生活、健康、就労その他自立に関する面接相談を実施する。
- 2 前項の面接相談において、必要に応じ路上生活者対策事業等の紹介・利用あっせんを行う。

(事業の実施)

第4 巡回相談事業は、特別区のブロックごとに実施する。

- 2 巡回相談事業を行うにあたって委託法人は、福祉事務所、保健所、及び医療機関等の関係機関と連絡を密にしながら進めるものとする。

(利用者負担)

第5 この要綱に基づき委託法人が実施する事業については、利用者負担を求めない。

(職員)

第6 委託法人は、巡回相談事業を実施するため、巡回相談主任その他必要な職員を置かなければならない。

- 2 巡回相談主任は、専任の職員としなければならない。
- 3 職員の配置基準等は、事業運営協議会が協議のうえ、別途定める。

(施設長の責務)

第7 施設長は、所管区域の路上生活者等の実態把握に努めるとともに、その自立を支援しなければならない。

- 2 施設長は、事業運営協議会の定める基本方針等に基づき、あらかじめ巡回相談業務計画を策定して事業運営協議会に提出するとともに、その実施に必要な体制を確保しておかなければならない。
- 3 施設長は、前項に定める巡回相談業務計画の策定にあたっては、ブロック別協議会等において福祉事務所長と協議しなければならない。
- 4 施設長は、事業の実施状況及び相談経過等を記録しておくとともに、事業実績等を定期的に事業運営協議会に報告しなければならない。
- 5 各施設長は、相互に協力して特別区内の巡回相談事業が円滑に実施できるよう、連携を図らなければならない。

(委託法人の責務等)

第8 委託法人は、本事業の実施に必要な事務が行える環境を整備しておかなければならない。

- 2 委託法人は、別に定める相談記録等のほか、対象者に対する台帳及び経理に関する帳簿等必要な書類を備えなければならない。
- 3 委託法人は、本事業に関する会計経理を明確にして管理しなければならない。
- 4 委託法人は、毎月及び本事業終了時、その運営に関して、速やかに事業運営協議会に報告するものとする。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者巡回相談事業実施要綱（平成18年4月1日付、以下「旧要綱」という。）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則 （平成27年3月17日特別区福祉主管部長会決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年8月22日特別区福祉主管部長会決定）

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 施行日以前に実施する巡回相談事業については、改正前の要綱を適用するものとする。ただし、可能な限り改正後の要綱を遵守するものとする。

路上生活者巡回相談事業実施細目

平成20年3月21日特別区福祉事務所長会決定

平成27年3月17日特別区福祉事務所長会改正

1 目的

路上生活者巡回相談事業実施細目（以下「細目」という。）は、路上生活者巡回相談事業（以下「巡回相談事業」という。）の実施にあたって、路上生活者巡回相談事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事項を補完し、巡回相談事業を円滑に行うことを目的とする。

2 定義

この細目において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

- ① 大綱：路上生活者対策事業実施大綱をいう。
- ② 緊急一時保護事業：大綱第2に定める路上生活者緊急一時保護事業をいう。
- ③ 自立支援事業：大綱第2に定める路上生活者自立支援事業をいう。
- ④ 路上生活者：特別区内の道路、公園、河川、駅等の公共の空間で日常生活を送っている者をいう。
- ⑤ 福祉事務所：各特別区において、大綱に基づき実施する各事業を所管する部署をいう。
- ⑥ 福祉事務所長：前号に定める部署の長をいう。
- ⑦ 施設長：巡回相談事業の管理運営責任者をいう。
- ⑧ 実施施設：巡回相談事業を実施する大綱第4に定める路上生活者対策施設をいう。
- ⑨ 事業運営協議会：大綱第7に基づき、路上生活者対策施設の管理及び路上生活者対策事業の運営を円滑に行うため設置する「路上生活者対策事業運営協議会」をいう。
- ⑩ ブロック別協議会：事業の円滑な実施のため、路上生活者対策事業運営協議会運営要綱第7に基づき、特別区の各ブロックに設置する「ブロック別事業推進協議会」をいう。
- ⑪ 委託法人：巡回相談事業の実施を委託された法人をいう。

3 業務の内容

(1) 事業内容

面接相談を担当する職員等は、路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者（以下「路上生活者等」という。）が起居する区域を巡回して面接し、また、関係機関と協働して次に掲げる支援を行うものとする。

ア 路上生活者等の生活実態及び健康状態等の把握

イ 路上生活者対策事業等自立支援のための制度の紹介及び説明

- ウ 路上生活者等のニーズ把握
- エ 路上生活者対策事業の利用に関する便宜の提供
- オ その他路上生活者等の自立のために必要な相談、助言及び指導並びに福祉事務所との連絡調整

(2) 実施方法

施設長は、次に掲げる事項により面接相談等を実施する。

- ア 面接相談を実施するときには、原則として、その都度福祉事務所その他関係機関と協議し、調整等を行うものとする。
- イ 面接相談は、路上生活者等の起居する場所で実施するほか、必要に応じて指定する場所への来所や電話などの方法で実施することができるものとする。
- ウ 面接相談を行う者は、別に定める巡回相談員証を携帯し、提示が求められたときは提示しなければならない。
- エ 面接相談は、昼間に行うことを原則とするが、福祉事務所との連携により夜間、休日にも実施することもできるものとする。
- オ 面接相談時に、緊急一時保護事業の利用の希望があったときは、施設長は、利用希望者の意思、状況等を確認し、福祉事務所長の了承を得たうえで、路上生活者緊急一時保護事業実施細目 5 (3)イに定める事業利用の手続きを行う。
- カ 面接相談時に、自立支援事業の利用希望があったときは、施設長は、利用希望者の意思、状況等を確認し、路上生活者自立支援事業実施細目（以下「自立細目」という。） 5 (1)に定める利用対象者である場合、福祉事務所長の了承に基づき自立細目 5 (3)イに定めるところにより事業利用の手続きを行う。
- キ 面接相談を終了したときは、福祉事務所長に実施状況等について連絡しなければならない。

(3) 巡回相談業務計画

- ア 施設長は、事業運営協議会が定める巡回相談事業等の基本方針及びブロック別協議会が策定する巡回相談の実施計画に基づき、それぞれの実施施設における巡回相談の業務計画（以下「業務計画」という。）を策定する。
- イ 業務計画の内容は、面接相談の実施予定地域、実施スケジュール及び相談の見込数並びに業務分担及び実施体制等を含むものとする。
- ウ 業務計画の策定にあたっては、施設長は、福祉事務所その他関係機関と連絡調整を行い、事業が円滑に遂行されるよう努めなければならない。
- エ 施設長は、業務計画を策定したとき及びその内容を変更したときは、速やかに福祉事務所及び事業運営協議会に報告しなければならない。

(4) 連携体制等

施設長と福祉事務所長は、常に連携かつ協調して、事業の実施が図られるよう努めなければならない。

4 記録及び報告

- (1) 面接相談を行った者は、事業の実施により把握した対象の状況や相談助言の内容等を、別に定める相談記録簿に記録しておかなければならない。
- (2) 施設長は、利用者台帳を設け、相談記録簿とともに適切に管理しなければならない。
- (3) 施設長は、事業の実施状況、実績その他必要な情報を事業運営協議会に報告しなければならない。
- (4) 施設長は、事業の実施にあたり、緊急に医療などが必要となった場合は、速やかに福祉事務所長に通報しなければならない。

5 連絡調整等

- (1) 特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）は、各ブロックの巡回相談の実施計画及び業務計画その他、巡回相談に関する情報を常に把握しておくとともに、巡回相談事業に係る団体等に対し、必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 特人厚は、実施施設間における連絡体制を確保し、必要に応じた調整が行われるよう、巡回相談業務連絡会議を開催する。
- (3) 特人厚は、実施施設の機能がより有効に発揮できるよう、法律その他の専門相談員を確保するとともに、相互に活用できる体制をとらなくてはならない。

6 その他

この細目に定めのない事項については、事業運営協議会で決定する。

附 則

- 1 この細目は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 路上生活者巡回相談事業実施細目（平成18年4月1日付）は、平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則 （平成27年3月17日特別区福祉事務所長会決定）

この細目は、平成27年4月1日から施行する。